

一般社団法人一関青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会議所は、一般社団法人一関青年会議所（英文名 Junior Chamber International Ichinoseki）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を岩手県一関市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、第5条に定める事業を実施・展開することにより、地域社会と国家の健全な発展を目指し、会員相互の信頼のもと、資質の向上と啓発に努めるとともに国際的理解を深め世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

(1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業

(2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業

(3) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業

(4) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業

(5) 地域社会の健全な発展を目的とする事業

(6) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業

(7) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献を目的とする事業

(8) 前各号に掲げるもののほか、本会議所の公益目的の達成に必要な事業

2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。

(1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業

(2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業

(3) 本会議所の目的を達成するために必要な事業

3 前項の事業については岩手県において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本会議所の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下単に一般社団・財団法人法という）上の社員とする。

(1) 正会員 一関市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有する。

(2) 特別会員 40歳に達した年の年度末まで正会員であって、理事会で承認された者をいう。

(入会)

第7条 本会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 このほか入会に関する事項は、規則に定める。

(会員の権利)

第8条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員については規定に定める。

(会員の義務)

第9条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

2 正会員は、入会に際し総会において定める入会金を納入しなければならない。

3 特別会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員が本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届けを理事長に提出しなければならない。

2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむ得ない事由があるときはこの限りではない。

(資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の承認によりその資格を失う。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき

(4) 除名されたとき

(5) 会費を納入せず、督促後なお会費を3ヶ月以上納入しないとき

(6) 総正会員が同意したとき（正会員に限る）

(除名)

第12条 正会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において、総議決数の3分の2以上の議決を得て、その正会員を除名することができる。

- (1) 本会議所の名誉を毀損し、又は当法人の目的遂行に反する行為をしたとき
 - (2) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき
 - (3) 会費納入義務を履行しない場合で除名処分が適当であると判断したとき
 - (4) その他、正会員として適当でないと認められたとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときはその会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 特別会員または賛助会員が第1項各号の一つに該当するときは理事会の議決により、当該会員を除名することができる。
 - 4 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休会)

第13条 正会員がやむを得ぬ事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。

- 2 このほか休会に関する事項は別に定める。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第12条の規定によりその資格を喪失したときは本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第15条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長1人
- (2) 副理事長5人以内
- (3) 専務理事1人
- (4) 理事(前各号の役員を含む)10人以上20人以内
- (5) 監事2人以上3人以内

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会の決議においてこれを選任する。

- 2 理事は、正会員のうちから選任する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼任することができない。
- 5 その他、役員を選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(理事の職務・権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより当法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、一般社団法人・財団法人法上の代表理事とし、業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長の業務の執行を補佐する。
- 4 専務理事は一般社団法人・財団法人法 第91条第1項第2号の業務執行理事として、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会議所の常務を処理する。
- 5 理事長及び専務理事は毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上(または3ヶ月に1回以上)、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う

- (1) 理事の職務執行を監査すること
- (2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 本会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- (5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (6) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- (7) 必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- (8) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合はその請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- (9) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (10) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において当該行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(任期)

第19条 理事として選任された者は、補欠として選任された理事及び増員した理事を除き、選任された年の翌年1月に開催される通常総会の終結の時に就任し、就任した年の翌年の1月に開催される通常総会の終結のときに任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。
- 3 増員もしくは任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、退任した理事の任期が満了する時までとする。
- 4 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関し1月に開催される通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は退任した監事の任期が満了する時までとする。
- 6 監事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(辞任及び解任)

第20条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員は、総会において解任することができる。
- 3 監事を解任する場合は総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第21条 本会議所に、直前理事長及び顧問(以下「直前理事長等」という)を置くことができる。

- 2 直前理事長等の選任に関しては、第16条第1項の規定を準用する。ただし、直前理事長に関してはこの限りではない。
- 3 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
- 4 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 5 直前理事長等の任期、辞任及び解任は第19条及び第20条の規定を準用する。

(報酬等)

第22条 理事及び監事並びに直前理事長等は、無報酬とする。

(取引の制限)

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合はその取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする、本会議所の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする、本会議所との取引
- (3) 本会議所がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会議所とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては第47条に定める理事会の規則によるものとする。
(責任の免除)

第24条 本会議所は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会議所は外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただしその契約に基づく賠償責任限度額は金30万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第4章 総会

(種類)

第25条 本会議所の総会は、定時総会(以下通常総会とする)及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年2月に開催する通常総会をもって一般社団・財団法上の定時社員総会とする。

(構成)

第26条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第27条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びに本定款に別に定めるもののほか、次の各号を議決する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事長(代表理事)候補者の選出
- (3) 定款の変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (5) 事業報告並びに貸借対照表、損益計算書(正味財産増額計算書)、財産目録及びその付属明細書(以下「計算書類等」という。)の承認
- (6) 当法人の解散及び残余財産の処分方法
- (7) 入会金及び会費の額の決定及び変更
- (8) 会員の除名
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 規定の制定、変更及び廃止に関する事項
- (11) 理事会において総会に付議した事項

(開催)

第28条 通常総会は、毎年1月、2月及び8月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第29条 総会は前条第2項第2号の場合を除き理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 前条第2項第2号の場合を除き総会を招集する場合は次にあげる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。
- 5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第30条 総会の議長は、理事長若しくは理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第28条第2項第2号に基づき臨時総会を開催した場合は出席正会員のうちからこれを選出する。

(定足数)

第31条 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。

(議決)

第32条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議にするに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。

(書面による議決権の行使等)

第33条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合において、第31条及び第32条第1項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決権)

第34条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議事録)

第35条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(総会規則)

第36条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

第5章 理事会

(構成)

第37条 本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う

- (1) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職
 - (2) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (4) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (5) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け

- (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
 - (6) 第24条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任の限定契約の締結
- 3 監事は理事会に出席し必要があると認められるときは意見を述べなければならない。
- 4 直前理事長、顧問等は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第39条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は毎事業年度12回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第18条第1項第7号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

第43条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数をもって決する。

- 2 1項の議決について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときはその提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第17条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長及び出席した監事は、これに署名押印しなければならない。

(常任理事会)

第47条 理事会に提出する議案を協議し、又は理事会から付託された事項を審議するため、常任理事会を置くことができる。

- 2 理事長、副理事長、専務理事をもって常任理事とし、常任理事会を構成する。
- 3 必要に応じ直前理事長、監事、顧問及び理事を常任理事会に出席させることができる。
- 4 常任理事会は、原則毎月1回以上開催し、必要に応じて臨時会を開催する。
- 5 その他常任理事会に関して必要な事項は、規定に定める。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第48条 本会議所は、毎月1回以上(年12回以上)例会を開催する。

- 2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

第49条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長、幹事及び委員をもって構成する。
- 3 委員長及び副委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、事務局長、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。
- 5 委員会の議事録については、第46条を準用する。

第7章 基金

(基金の拠出)

第50条 本会議所は、会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第51条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の議決により定める「基金管理規定」によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第52条 本会議所は第70条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず当法人は、次条に定める基金の返還手続きにより、基金をその拠出者に返還できるものとする。

3 本会議所に対する基金の拠出者の権利については他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第53条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続きについては理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第54条 基金の返還を行うため返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第8章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第55条 本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める規則による。

(事業年度)

第56条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会計原則並びに区分)

第57条 本会議所の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第58条 本会議所の事業計画及び収支予算については毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し理事会の議決を得て総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書等については毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第59条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書(以下計算書類等という)を作成し監事の監査を

受け、理事会の承認を得たうえで、通常総会において承認を得るものとする。

2 前項の計算書類等については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本会議所は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

4 決算上剰余金を生じたときは次事業年度に繰り越すか当法人の財産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第61条 当法人が資金の借入をしようとするときはその会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも前項と同じ議決を得なければならない。

第9章 管理

(事務局)

第61条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事長が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第62条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(1) 定款その他諸規則

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事の名簿

(4) 認定、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員の報酬規程

(8) 事業計画書及び収支予算

(9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによるとともに第64条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

3 第1項各号の帳簿及び書類を主たる事務所に5年間(また従たる事務所に3年間)備え置くものとする。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第63条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第64条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

第65条 本会議所の公告は、電子公告による。

- 2 やむ得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第66条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合併等)

第67条 本会議所は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときはあらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第68条 本会議所は一般社団財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第69条 本会議所が解散等により清算するとき有する残余財産は総会の議決により当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

(清算人)

第70条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第71条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を解散の日現在の会員より徴収することができる。

12章 補則

(委任)

第72条 本定款に別に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附則

1 本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条1項において読み替えて準用する整備法第106条1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。

2 本会議所の最初の代表理事は、大浪友子とする。

3 本会議所の最初の業務執行理事は、佐藤哲とする。

4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第49条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。